店　主　各　位

東洋理容美容専門学校
校　長　　柴入　裕一

実務実習生受け入れのお願い

拝啓　貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校では将来の土台となる基礎力をしっかり築くことを目標の一つとして授業を行っております。また、接遇マナーやコミュニケーション能力、プロとしての心構えなど実務実習を通して成長できたらと考えております。新年度からは実務実習の回数を増やしていく予定です。日程など詳細が決まりましたら、改めてご連絡申し上げます。

つきましては、下記実施要領に基づき店舗実習を行いたいと存じます。なお、実施にあたっては細かいルールがあり実習先店舗様には負担も大きいとは存じますが、業界発展のためご協力下さいますようお願い申し上げます。

敬具

実施要領

１．名　　称	実務実習
２．実 習 先	受入各店舗
３．実習内容	理（美）容行為及び付随する作業
４．留意事項	理（美）容師養成施設指定規則別添抜粋
５．実施時期	実施の約１ヶ月前に各店舗に連絡
６．費　　用	授業の一環として行うため費用は発生しません
７．保　　険	学校負担
８．同 意 書	最終ページの同意書に署名、押印の上、メールにて送付

理容師養成施設における教科課目の内容の基準

8　理容実習
(1)　実施方針
ア　理容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせて完成させる技術を習得させること。
イ　理容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。
ウ　個々の客の要望に応じた理容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。
(2)　各項目の内容
ア　器具の取扱実習
(ア)　理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。
(イ)　用途に適した理容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。
イ　基礎技術実習
(ア)　理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。
(イ)　施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。
ウ　頭部技術実習
(ア)　カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。
(イ)　この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。
エ　顔面技術実習
(ア)　シェービング、その他の基本的な顔面処理技術を確実に身に付けさせること。
(イ)　この際、かみそりなどの器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。
オ　特殊技術実習
美顔術、染毛技術など理容の特殊技術を身に付けさせること。
カ　総合実習
頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。
(3)　学習指導上の留意事項
ア　生徒の技術習熟の状況を常に把握するため､生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。
イ　実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努めること。
ウ　いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。
エ　常に理容技術理論の学習状況に配意しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、理容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めること。
オ　モデルを使用して行う理容実習の開始時期は、理容技術理論等必修課目である教科課目の学習状況及び生徒の習熟状況を十分に確認し、モデルを使用した実習を行うことが適当であると認めた上で開始しなければならないこと。
カ　実習は理容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理容師を配置する理容所において、当該理容所に従事する理容師の適切な指導監督の下、理容行為及びその附随する作業(以下「実務実習」という。)を行うことが望ましいこと。
キ　理容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価

方法を作成しなければならないこと。
ク　実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な理容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。
ケ　実務実習の開始時期は、入所後概ね 6 か月を経過してからとすること。
コ　実務実習は、年間 60 時間(通信課程の生徒のうち理容所に常勤で従事している者である生徒に対しては 20 時間)を超えない範囲で行うものとすること。
なお、1 日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。
サ　実務実習を行う場合、理容師養成施設は、次の要件に適合する理容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。
(ア)　管理理容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる理容師がいること。
(イ)　当該理容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
(ウ)　当該理容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。
シ　実務実習の指導は、理容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる理容師が行うこと。
ス　実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないことから、指導にあたる理容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならないこと。
セ　1 人の理容師が同時に指導できる生徒の数は 2 人以下とすること。
ソ　実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。
タ　指導にあたった理容師は、生徒ごとに作成した実務記録を理容師養成施設に提出し、これに基づいて当該養成施設が実務実習の評価を行うこと。

美容師養成施設の教科課程の基準の運用

8　美容実習

(1)　実施方針

ア　美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせて完成させる技術を習得させること。

イ　美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。

ウ　個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。

(2)　各項目の内容

ア　器具の取扱実習

(ア)　美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。

(イ)　用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。

イ　基礎技術実習

(ア)　美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。

(イ)　施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。

ウ　頭部技術実習

(ア)　スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。

(イ)　この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。

エ　特殊技術実習

ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど美容の特殊技術を身に付けさせること。

オ　和装技術実習

日本髪の結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身に付けさせる。

カ　総合実習

頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。

(3)　学習指導上の留意事項

ア　生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。

イ　実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努めること。

ウ　いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。

エ　常に美容技術理論の学習状況に配意しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、美容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めること。

オ　モデルを使用して行う美容実習の開始時期は、美容技術理論等必修課目である教科課目の学習状況及び生徒の習熟状況を十分に確認し、モデルを使用した実習を行うことが適当であると認めた上で開始しなければならないこと。

カ　実習は美容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理

美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業(以下「実務実習」という。)を行うことが望ましいこと。

キ　美容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成しなければならないこと。

ク　実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な美容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。

ケ　実務実習の開始時期は、入所後概ね6か月を経過してからとすること。

コ　実務実習は、年間60時間(通信課程の生徒のうち美容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間)を超えない範囲で行うものとすること。

なお、1日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ美容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。

サ　実務実習を行う場合、美容師養成施設は、次の要件に適合する美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。

(ア)　管理美容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる美容師がいること。

(イ)　当該美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。

(ウ)　当該美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。

シ　実務実習の指導は、美容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該美容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる美容師が行うこと。

ス　実務実習を受ける生徒は、美容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないことから、指導にあたる美容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならないこと。

セ　1人の美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下とすること。

ソ　実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。

タ　指導にあたった美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を美容師養成施設に提出し、これに基づいて当該養成施設が実務実習の評価を行うこと。